

## 議題 2 制度改革に向けた要望について

# 生活保護制度改正にむけた動き

R3		R4									R5									
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	～	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月				
生活保護制度に関する国と地方の実務者協議					★	議論のとりまとめ														
									社会保障審議会		★	議論のとりまとめ（予定）								
											★	国と地方の協議（予定）								
												法案提出 → 国会審議								

## ① 高齢者向けの新たな生活保障制度の創設

- 高齢者向け家賃保障制度の提案

## ② 生活保護費の一括支給

- 給与や年金などのように一括して支給する制度に改正
- 医療費等の一部自己負担の導入

## ③ 生活保護の適正化

- 不正受給対策の推進に向けた福祉事務所の調査権限のさらなる強化

衆議院厚生労働委員会

参議院厚生労働委員会

生活保護受給世帯の半数以上を高齢者世帯が占めるに至った現状を踏まえ、単身者や高齢者に対する支援の在り方や、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の有機的な連携の在り方を含め、制度全体の見直しに係る検討を行うこと。（両院附帯決議の要約）

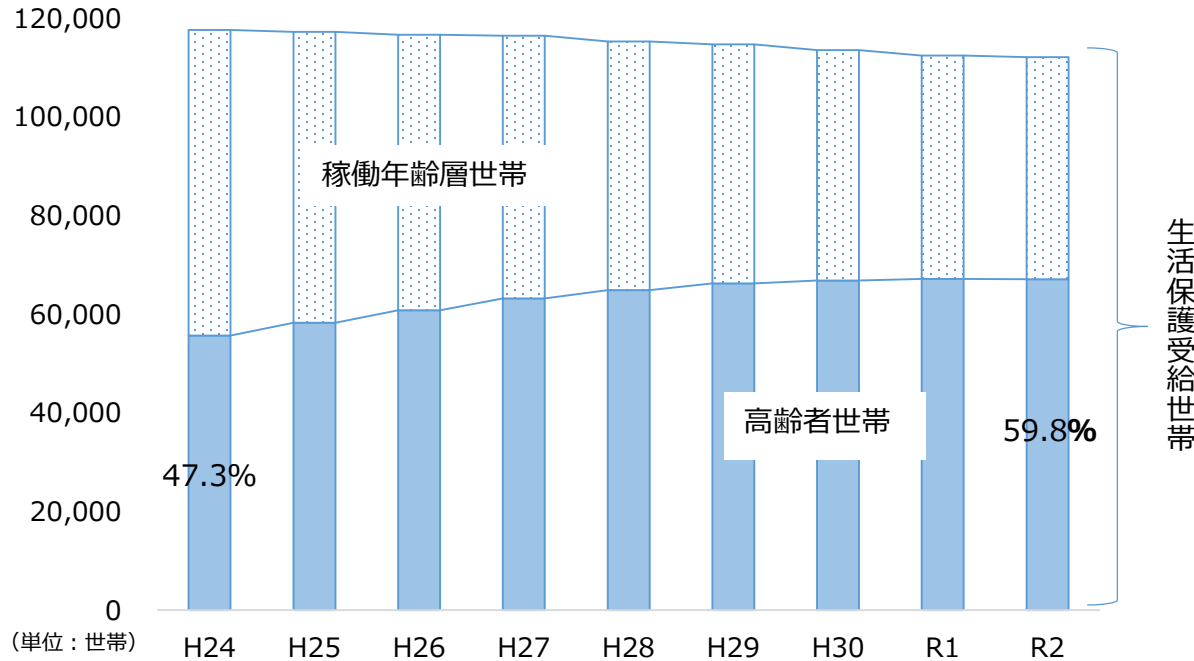


**生活に困窮する高齢者支援について、早急に具体的な検討を開始する必要がある**

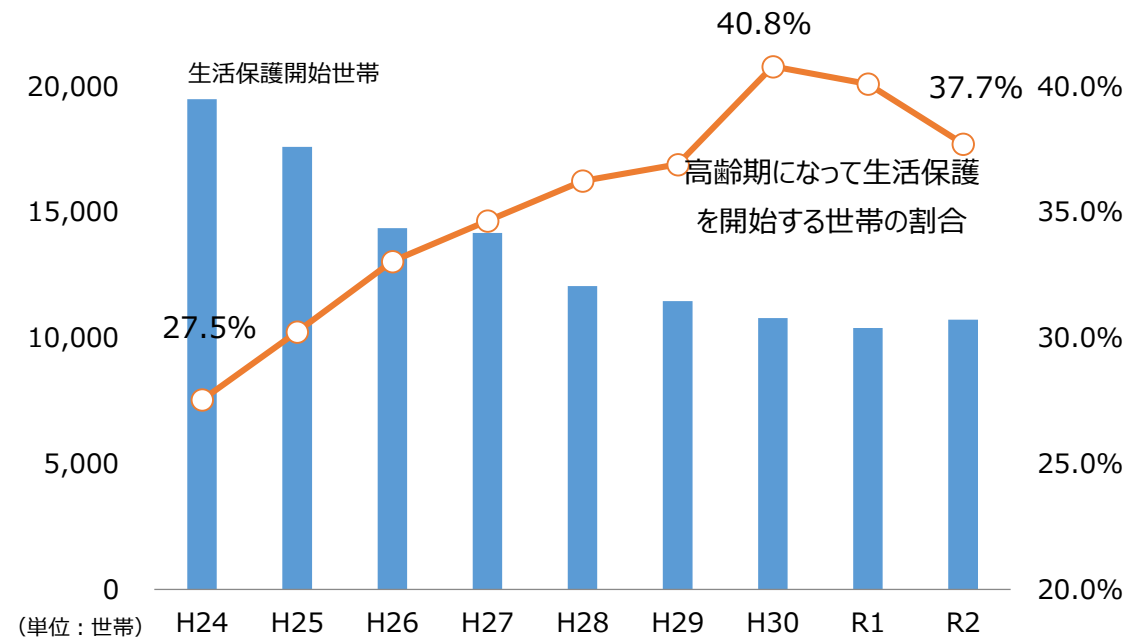
# 大阪市の生活保護を受給する高齢者世帯の実態

制度改正要望資料

## 生活保護受給世帯の内訳



## 生活保護開始世帯の動向



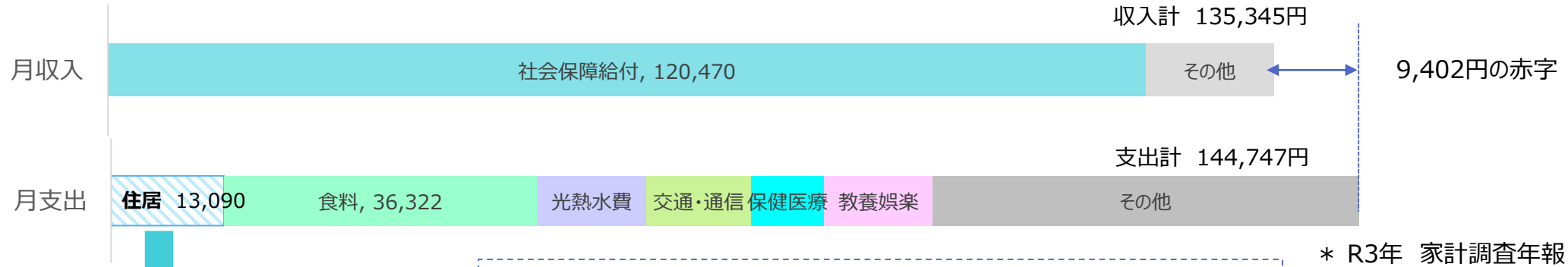
● 高齢者世帯の占める割合が増加している

● 高齢期になって生活保護を開始する方の割合が増加  
 (令和2年高齢者世帯の保護開始時の状況  
 平均年齢：男性72歳、女性78歳 単身率：88.1%)

長い間、自立して暮らしてこられた高齢者世帯に、必要な支援とは

# 単身高齢者世帯の暮らしに着目

## ◎ 全国の65歳以上単身世帯（無職）の家計収支



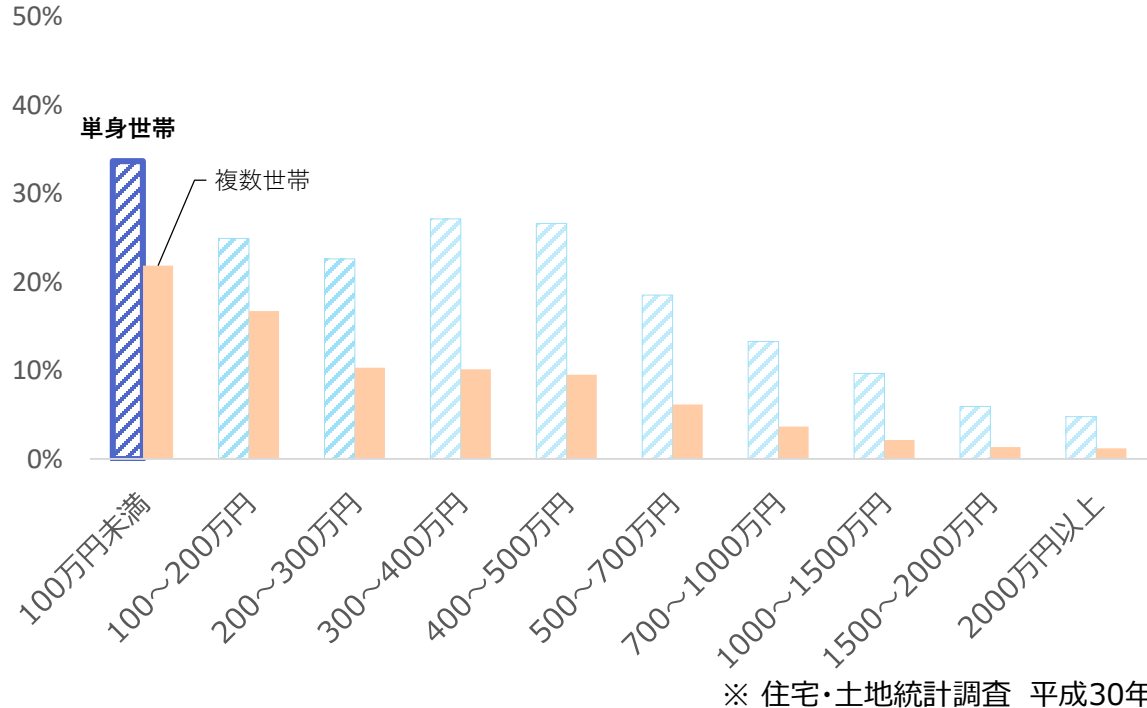
### ◎ 住居費の内訳：借家、持ち家世帯別の住居費

借家の場合 44,800円（支出全体の31.0%）  
持ち家の場合 8,234円（支出全体の5.7%）

- 赤字部分は預貯金の取崩しや生活費のやり繰りにより対応
- 借家世帯の家計支出に占める住居費の割合は高い
- 住居費は固定的費用でやり繰りの余地がない

**借家世帯は生活困窮に陥りやすいのではないか**

## 世帯収入別借家率（全国）



- 単身で年収が低いほど、借家率は高い

## 大阪市の生活保護受給者の状況

- 借家率は97.6%  
(施設入所者を除く：令和2年度)
- 高齢受給者の93.4%が単身世帯  
(全国の一般高齢者世帯の単身率は34.0%)
- 高齢になって生活保護申請をする方の理由として「預貯金の減少・喪失」が最も多い

生活保護に至る前の段階における住まい支援が有効ではないか

## ○ 全世代型社会保障構築会議（議論の中間整理）

今般のコロナ禍においては、住居確保給付金へのニーズをはじめ、「住まい」の課題が顕在化した。将来、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中にあって、住まいをいかに確保するかは老齢期を含む生活の維持にとっても大きな課題となるため、**制度的な対応**も含め検討していくことが求められる。



高齢期における居住の安定を確保することで  
現役時代に形成した年金や預貯金を活用  
し、また親類や知人との関係を継続しながら、  
**住み慣れた住まいで、これまでどおりの自律  
的な暮らし**を続けることができる

生活保護に至る前の段階で公的支援の窓  
口につながることで、その後**必要な支援**  
(介護サービスの相談、生活の困りごとなど)  
**を受けられるようになる**



**生活に困窮する高齢者支援について、家賃補助制度の創設を検討されたい**

# 家賃補助制度による効果

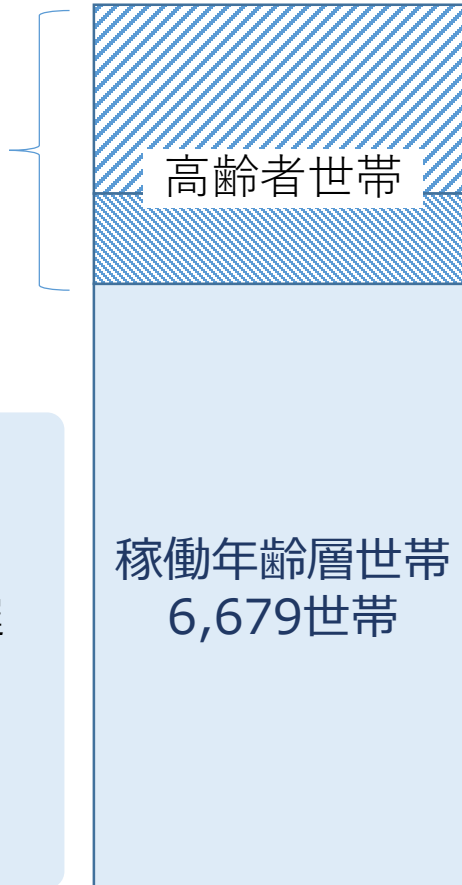
【預貯金の減少という申請理由に着目すると】  
高齢期になって生活保護の申請に来所する  
4,042世帯



- ◆ 高齢期になって生活保護を申請する方が、申請に至る前に家賃補助制度を活用することにより、預貯金の減少度合いが緩和され、
- ◆ 生活保護の申請に至らないまたは申請時期を遅らせる

現役時代に形成した預貯金を活用したこれまでどおりの自律的な生活を継続

生活保護開始世帯  
10,721世帯（令和2年度）



【収入額に着目すると】  
年金等収入が7万円以上の590世帯



- ◆ 生活扶助額が約7万円であることから家賃補助制度により、住宅扶助相当額（4万円程度）を補助することで、生活保護基準額とほぼ同額の生活費が確保され、生活保護にならない

本市扶助費の減少

590世帯×\*22万円×12月×1/2 = **7.8億円**

\*22万円…1か月の生活費  
(生活扶助7万円 + 住宅扶助4万円 + 医療扶助9万円 + 介護扶助2万円)